

商品概要説明書

(令和7年4月10日現在)

商品名	多目的ローン（三菱UFJニコス型）									
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。									
資金使途	○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必要なとすご資金（借入申込から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。（他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。） ただし、負債整理資金等は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 ○医療・介護費用が資金使途の場合、2親等以内の家族にかかる資金も対象とします。									
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。									
借入期間	○6か月以上10年以内とします。									
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.65%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。									
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。									
担保	○不要です。									
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。									
9大疾病補償付団体信用生命共済	○ご希望により「9大疾病補償付団体信用生命共済」にご加入いただけます。 ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.6%									
手数料	○ご融資に際しては、1,100円の貸出事務取扱手数料（消費税等を含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。（J Aネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料） <table><tr><th>繰上元金</th><th>手数料額</th></tr><tr><td>100万円未満</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>100万円以上 500万円未満</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>500万円以上</td><td>22,000円</td></tr></table> ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。		繰上元金	手数料額	100万円未満	5,500円	100万円以上 500万円未満	11,000円	500万円以上	22,000円
繰上元金	手数料額									
100万円未満	5,500円									
100万円以上 500万円未満	11,000円									
500万円以上	22,000円									

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A 岡山